

平成30年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会
提出資料

◎ 議提議案説明事項

議提議案第7号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年8月17日

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について

第1 改正の内容

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備（定数を51人から45人に改める等）を行うものである。

第2 施行期日

次の一般選挙から施行する。

議提議案第七号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年六月二十七日

提出者

田中祐治
小林正人
津田健児
今井智広
舘直人

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市	志摩市	二人
------------	-----	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

度会郡選挙区	多気郡選挙区	(略)	(削る)	(略)	区 熊野市・南牟婁郡選挙区	鳥羽市・志摩市選挙区	(略)
度会郡	多気郡	(略)	(削る)	(略)	熊野市 南牟婁郡	鳥羽市 志摩市	(略)
一人	一人	(略)	(削る)	(略)	一人	二人	(略)

度会郡選挙区	多気郡選挙区	(略)	志摩市選挙区	(略)	区 熊野市・南牟婁郡選挙区	鳥羽市選挙区	(略)
度会郡	多気郡	(略)	志摩市	(略)	熊野市 南牟婁郡	鳥羽市	(略)
二人	二人	(略)	二人	(略)	二人	一人	(略)